

2011年12月21日

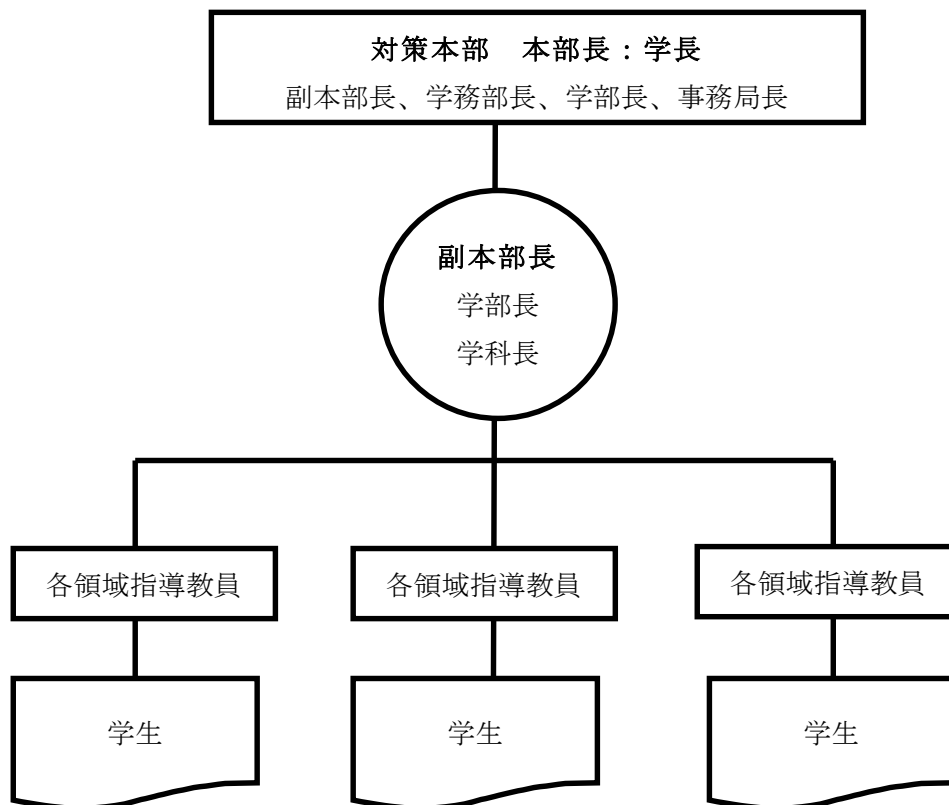
三育学院大学
看護学部実習時における危機管理マニュアルについて

1. 目的

看護学部実習時における危機管理マニュアルは、三育学院大学看護学部が実施する実習時（基礎実習含む）に発生した自然災害（地震及び台風などの風水害など）に対する対応について定めたものである。

2. 防災体制

実習時の危機管理体制は次の通りとする



対策本部長：東出克己学長

三育学院大学：0470-84-0111

副本部長：東京校舎 03-3392-8267

災害時専用メール kiki@saniku.jp（電話が通じない場合）

3. 災害時の対応

(1)地震災害等について

実習時において、地震などの緊急事態が発生した場合、まず、領域の指導教員及び学生は、自分の身の安全を確保した上で、実習病院の看護師の指示のもとに患者様の安全を確保し、次の対応をとることとする。

- ① 各領域の指導教員は、地震（震災）の状況（震度及び震源地、被災状況、実習病院の被害状況など）について情報を把握する。
- ② 領域の指導教員は、把握した情報を対策本部または副本部長へ連絡し、地震後の対応についての判断を仰ぐ。
- ③ 対策本部及び副本部長と連絡がとれない場合、領域指導教員はあらかじめ定めておいた下記の点に留意し、対応するものとする。
 - a. 実習病院の構築物に物理的な影響が発生した場合・・・患者様の安全を確保した後、実習病院に実習中止を申し出、控え室に待機し、災害状況を確認した後に、東京校舎及び本校に戻る（地震の場合は、公共交通機関が復旧するのに時間がかかる可能性がある。復旧が遅れることば見込まれる場合は、各領域の教員・学生共に徒歩で行動し東京校舎まで戻る）事とする。
 - b. 実習病院の構築物に影響はないが実習病院が医療業務を変更し、緊急医療拠点または緊急避難場所などとなる場合・・・患者様の安全を確保した後、実習病院に実習中止を申し出、控え室に待機し、災害の状況を確認した後に、領域の教員・学生共に行動し東京校舎まで戻る事とする。
 - c. 実習病院の医療業務などに影響はないが、公共交通機関などが長時間運休している場合・・・実習病院に実習中止を申し出、領域の教員・学生共に行動し東京校舎まで戻る事とする。
 - d. 地震発生後、実習病院や公共交通機関などに影響はないが、地震警報などが継続して発令されている場合・・・実習病院に実習中止を申し出、控え室に待機し、災害の状況を確認した後に、東京校舎及び本校に戻る事とする。
 - e. 大地震が発生したが、実習病院に影響なく及び公共交通機関も動いており、地震警報なども発令されていない場合・・・そのまま実習を継続する。
- ④ 領域指導教員が不在の場合は教員と連絡を取り、現状を報告し、指示を仰ぐ。連絡が取れない場合は、上記の判断基準を参考に、学生の責任者は、実習病院の看護師の指示に従って対応する事とする。
- ⑤ 実習中止が決定した場合、東京校舎では、各領域指導教員及び学生は公共交通状況（病院バス、都営バス、JR など）を調査し、東京校舎に戻ることが可能である場合は各領域の教員・学生共に行動し東京校舎まで戻る事とする。公共交通機関が動いていない場合は、実習病院で待機し、公共交通機関の再開状況等をみて東京校舎へ戻る事とする。また、公共交通機関に大きなダメージが発生している

場合については、各領域の教員・学生共に徒歩で行動し東京校舎まで戻る事とする。

- ⑥ 実習中止が決定した場合、本校（大多喜）では、各領域指導教員及び学生は道路状況等を調査し、本校からのサポートがある場合まで実習施設で待機し、本校からのサポートにより本校まで戻る事とする。

(2)台風及び局地的な風水害が発生した場合

実習時に、台風及び局地的な風水害が発生し、警報（大雨、洪水、暴風など）が発令された場合、まず、領域の指導教員及び学生は、自分の身の安全を確保した上で、実習病院の看護師の指示のもとに、患者様の安全を確保し、次の対応をとることとする。

- ① 各領域の指導教員は、警報の状況について情報を把握する。
- ② 領域の指導教員は、把握した情報を対策本部または副本部長へ連絡し、警報後の対応についての判断を仰ぐ。
- ③ 対策本部及び副本部長と連絡がとれない場合、領域指導教員はあらかじめ定めておいた下記の点に留意し、対応するものとする。
 - a. 台風の接近や局地的な豪雨（ゲリラ豪雨）が発生した場合で、実習時間終了後も台風の速度などから警戒警報が継続して発令されることが見込まれる場合については、警報発令時または警報発令前に実習中止を決定し、公共交通機関や道路状況等を確認し、各領域の教員・学生共に行動し東京校舎及び本校に戻る事とする。
 - b. 台風の接近や局地的な豪雨（ゲリラ豪雨）が発生した場合で、実習時間終了後には警戒警報が解除されることが見込まれる場合については、そのまま実習を継続して行う。実習終了後は、公共交通機関及び道路状況を確認し、各領域の教員・学生共に行動し東京校舎まで戻る事とする。
- ④ 領域指導教員が不在の場合は、学生の責任者は、教員と連絡を取り、現状を報告し、指示を仰ぐ。連絡が取れない場合は、上記の判断基準を参考に、実習病院の看護師の指示に従って対応する事とする。

(3)地域実習の場合

地域実習時に、地震及び台風及び局地的な風水害が発生し、警報（大雨、洪水、暴風など）が発令された場合、まず、領域の指導教員及び学生は、領域指導教員の指示のもと、市民・町民の安全を確保し、次の対応をとることとする。

- ① 各領域の指導教員は、災害の状況について情報を把握する。
- ② 領域の指導教員は、把握した情報を対策本部または副本部長へ連絡し、災害後の対応についての判断を仰ぐ。
- ③ 対策本部及び副本部長と連絡がとれない場合、実習を受けている地域の自治体に

戻り、自治体の保健師と相談し、実習の中止を申し出、道路状況や公共交通機関の状況を注意しながら本学に戻る事とする。

- ④ 領域指導教員が不在の場合は、学生の責任者は、教員と連絡を取り、現状を報告し、指示を仰ぐ。連絡が取れない場合は、上記の判断基準を参考に、実習施設の看護師・保健師の指示に従って対応する事とする。

(4)火災など二次的な災害が発生した場合

地震や災害発生により二次的な大規模火災が発生し、実習病院などから避難する必要がある場合は、まず、領域の指導教員及び学生は、自分の身の安全を確保した上で、実習病院の看護師の指示のもとに患者様の安全を確保し、次の対応をとることとする。

- ① 各領域の指導教員は、火災などの状況について情報を把握する。
- ② 領域の指導教員は、把握した情報を対策本部または副本部長へ連絡し、災害後の対応についての判断を仰ぐ。
- ③ 対策本部及び副本部長と連絡がとれない場合、実習病院の看護師と相談し、実習の中止を申し出、道路状況や公共交通機関の状況を注意しながら各領域の教員・学生共に東京校舎や本学に戻る事とする。
- ④ 領域指導教員が不在の場合は、学生の責任者は、教員と連絡を取り、現状を報告し、指示を仰ぐ。連絡が取れない場合は、上記の判断基準を参考に、実習病院の看護師の指示に従って対応する事とする。

(5)災害以後の実習について

災害後の実習については、副本部長が対策本部長と災害後の実習継続及び期間の変更などを相談し、実習病院長・看護部長と協議し、実習病院のスケジュールを優先しながら災害以後の実習スケジュールについて決定するものとする。

4. その他

災害時に備え、待機する場合に必要である以下の災害時非常用備品を実習控え室に装備するものとする。

- (1) ペットボトル 一人あたり 非常用飲料水 (500ml×2)
- (2) 非常用食糧 カロリーメイト等 (1日分)
- (3) 非常用ラジオ及びライト (携帯充電可能なもの) 1チームに1台
- (4) 地図